

《変動金利定期預金〈単利型〉》商品概要説明書

(平成28年1月1日現在)

1. 商品名	変動金利定期預金〈単利型〉
2. ご利用可能な方	個人および法人のお客さま
3. 期間	この預金には、払戻に関する期間の定めがあります。 定型方式……………2年、3年 ※3年もののご利用は、法人のお客さまに限ります。 期日指定方式…2年超3年未満 定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いが可能です。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 100円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)課税	預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に、店頭表示のスーパー定期または大口定期預金の6ヵ月ものを指標とした利率算定方式により決定した利率を適用します。(変動金利) 中間利払日と満期日に分割して支払います。 中間利払日は満期日を除く預入日の6ヵ月毎の応答日とします。 中間利払の利率は約定利率×70%(小数点第3位以下切捨て)とします。 中間利払日に支払う利息は、預入日から初回利払日の前日または前回の中間利払日から今回の中間利払日の前日までの日数により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 個人のお客さま…平成49年12月31日までに受け取るお利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税扱いとなります。法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いをご利用いただけます。 法人のお客さま…総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。
7. 手数料	—————
8. 付加できる特約項目	総合口座の場合は、定期預金を担保とすることにより、当座貸越を利用することができます。 ただし、当行が認めた場合を除き未成年の方はご利用いただけません。 貸越のご利用については、総合口座取引規定に準じてお取扱いいたします。

家庭の銀行



9. 中途解約	<p>満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。なお、預入期間が6ヵ月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金利率を下回る場合は、その普通預金利率を下限とします。</p> <p>(1)預入期間6ヵ月未満の場合 預入日における普通預金利率 (2)預入期間6ヵ月以上1年未満の場合 約定利率×50% (3)預入期間1年以上3年未満の場合 約定利率×70%</p>
10. 預金保険に関する事項	<p>この預金は、預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。預金保険制度について、くわしくは店頭備え付けのポスターまたはパンフレットをご覧ください。</p>
11. その他の説明事項	<p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>金利については、当行窓口までお問い合わせください。</p>
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>